平成２８年度第７回御船町議会定例会（９月会議）　議事日程（第１号）

平成28年９月８日

午前10時00分開会

１　議事日程

第　１　会議録署名議員の指名

４番　中城　峯視　君

１２番　沖　　徹信　君

第　２　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

第　３　報告第　５号　財政健全化比率及び資金不足比率の報告について

第　４　報告第　６号　専決処分の報告について

第　５　認定第　１号　平成２７年度御船町一般会計歳入歳出決算について

第　６　認定第　２号　平成２７年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

第　７　認定第　３号　平成２７年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

第　８　認定第　４号　平成２７年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

第　９　認定第　５号　平成２７年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

第１０　認定第　６号　平成２７年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

第１１　認定第　７号　平成２７年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

第１２　認定第　８号　平成２７年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

第１３　議案第１２号　御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第１４　議案第１３号　平成２８年度御船町一般会計補正予算（第５号）について

第１５　議案第１４号　平成２８年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第１６　議案第１５号　平成２８年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第１７　議案第１６号　平成２８年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

第１８　議案第１７号　平成２８年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）について

第１９　議案第１８号　平成２８年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第２０　議案第１９号　平成２８年度御船町水道事業会計補正予算（第３号）について

第２１　諮問第　１号　人権擁護委員の候補者の推薦について

第２２　請願第　２号　請願書について（継続審査）

第２３　請願第　３号　御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について

第２４　陳情第　６号　御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める陳情書について

第２５　議員派遣

２　出席議員は次のとおりである（14人）

１番　田端　幸治　君	２番　森田　優二　君
３番　岩永　宏介　君	４番　中城　峯視　君
５番　福永　　啓　君	６番　田上　　忍　君
７番　藤川　博和　君	８番　池田　浩二　君
９番　清水　　蕙　君	１０番　塚本　勝紀　君
１１番　田中　隆敏　君	１２番　沖　　徹信　君
１３番　岩田　重成　君	１４番　井本　昭光　君

３　欠席議員（なし）

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１名）

事務局長　藤野　浩之　君

５　説明のため出席した者の職氏名（17名）

町　　長	藤木正幸君	教　育　長	本田惠典君
総務課長	吉本敏治君	企画財政課長	藤本龍巳君
税務課長	福本　悟君	町民保険課長	宮崎尚文君
こども未来課長	坂本幸喜君	福祉課長	道山敏文君
健康づくり支援課長	松下信一君	農業振興課長	松永正夫君
商工観光課長	野口壮一君	建設課長	松岡秀明君
学校教育課長	米満速敏君	社会教育課長	吉本正剛君
環境保全課長	宮崎　靖君	会計管理者	福田敏江君
監査委員	山下誠雄君		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（井本昭光君）　おはようございます。

ただ今から、平成28年度第７回御船町議会定例会９月議会を再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（井本昭光君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、４番、中城峯視君、12番、沖徹信君を指名します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　諸報告

○議長（井本昭光君）　日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は印刷してお手元に配布のとおりです。内容を御覧の上、御了承を願います。

次に、今回受理しました請願第３号、御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願については、総務文教常任委員会へ付託することになりました。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査７月分の結果報告

は、お手元に配布をしております。報告書のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

藤木町長、行政報告をお願いいたします。

○町長（藤木正幸君）　行政報告を行います。

まず、総務課について報告いたします。

９月２日、台風12号に備えるため災害対策本部会議を開催し、情報の共有を行いました。９月３日、17時には全町民に対し避難準備情報を発令し、避難所９カ所を開設しました。さらに９月４日、午前９時から消防団による広報活動も併せて行っています。この間、災害で87名の避難者がありましたが、幸いに目立った被害もなくほっとしているところであります。９月５日早朝にすべての避難所を閉鎖しました。

次に、企画財政課について報告します。

九州中央自動車道建設促進地方大会が８月31日に宮崎県延岡市で開催されました。大会には約600名の沿線自治体関係者や住民が参加し、九州中央自動車道小池高山・北中島間の早期完成、北中島・矢部間の供用予定年度の明示と早期完成を図ることなどが決議されました。早期の完成に向け、引き続き国への提言活動に取り組んでいきます。

竹バイオマス事業に係る損害賠償請求訴訟の第３回口頭弁論が７月29日に開催されました。今回の弁論では、町側の主張に対する相手方の主張・反論をまとめた準備書面が陳情されました。次回までに相手方に対する反論をまとめた書面を提出することになっています。

次に、福祉課について報告します。

応急仮設住宅につきましては、当初計画の18団地340戸のうち、15団地252戸の入居が済んでいますが、３団地88戸が豪雨の影響もあり、完成が遅れており、入居待ちの皆様には大変御迷惑をおかけしているところです。今月中には入居できるよう進めてまいりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。また、入居対象者の増加等で仮設住宅が75戸ほど不足することが見込まれましたので、最終建設分として３団地85戸を追加建設することにしております。10月上旬から入居開始できるよう進めてまいります。

次に、こども未来課について報告します。

８月７日に日本経済大学福岡こども短期大学から公開保育セミナーにおいて発表する場をいただきましたので、熊本地震での御船町の被災状況、保育園の被災状況、園再開後

の子どもの様子などについて報告しました。

また、８月26日に横浜市で開催されました全国公立保育園トップセミナーにおいて熊本地震被災地代表とし、町職員としての使命や役割について、全国の行政職員及び保育士に対し取組状況を報告しました。

次に、健康づくり支援課について報告します。

９月２日、平成28年度健康づくり地区推進委員委嘱状交付式及び第１回研修会を開催しました。85名中76名の方が参加し、委嘱状を交付した後、健康づくり推進委員の役割について研修を行いました。地域住民の健康づくり推進のため、これからの活動を期待しています。

次に、農業振興課について報告します。

８月27日、能寛林の育樹事業を実施し、町職員や御船ライオンズクラブ、ボランティアの方々を含む約50名の参加がありました。今回は約２ヘクタールの下草刈りや蔓切り、除伐作業を行いました。これからも森林を町の財産として守り育てていきたいと考えています。

次に、商工観光課について報告します。

子ども連れをターゲットとした恐竜のまちづくりに向け、町及び観光協会並びに恐竜の郷御船プロジェクトとの連携により、夏休み期間に恐竜博物館来館者をターゲットとした化石発掘体験を実施しました。観光交流センター前広場で８日間の開催でしたが、暑い中にもかかわらず332名が体験されました。参加者からのアンケートで体験内容及び恐竜ガイドの対応について、満足度の回答が９割を占める結果となりました。引き続き行楽シーズン期間においても継続した体験を行う予定としています。

次に、御船町特産品「御船のいさぎ」認定申請商品の追加募集を開始しました。募集期間は９月１日から10月14日までを予定し、早期に認定手続きを得て町復興の一翼を担うことを目指しています。

次に、建設課について報告します。

熊本地震により被災した住宅の応急修理制度について報告します。８月23日現在405件の申請を受け付けており、申請手続きが完了次第随時応急修理工事に取りかかっていただいているところです。

次に、公共土木被害復旧事業について報告します。現在２斑態勢で編成して熊本地震被

害の査定及び雨期梅雨前線豪雨災害についての被害状況調査を実施しています。熊本地震災害については、第10次査定まで終了しているところです。災害査定については、12月頃まで実施される予定です。

次に、環境保全課について報告します。

心配された台風12号による被害もなく、家屋解体など計画的に進むものと思われます。ごみ収集運搬やリサイクルセンターも順調に稼働していますが、震災直後から燃えるごみ、粗大ごみ、リサイクルの量が増えていますので、マナーを守った分別を行っていただくようお願いしているところです。がれき等の災害廃棄物処理については、町民グラウンドにおいて期間を延長して受け入れを行っています。倒壊家屋等の公費解体の申請受け付けも９月末まで延長しました。随時提出された申請書類に基づき現地確認を行い、町、解体業者、所有者の３者で打ち合わせや協議を行い、解体作業を実施していきます。

以上で、行政報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　報告第５号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第４　報告第６号　専決処分の報告について

日程第５　認定第１号　平成27年度御船町一般会計歳入歳出決算について

日程第６　認定第２号　平成27年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第７　認定第３号　平成27年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第８　認定第４号　平成27年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

日程第９　認定第５号　平成27年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第10　認定第６号　平成27年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

日程第11　認定第７号　平成27年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第12　認定第８号　平成27年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

日程第13　議案第12号　御船町介護保険条例の一部改正する条例の制定について

日程第14　議案第13号　平成28年度御船町一般会計補正予算（第５号）について

日程第15　議案第14号　平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

について

日程第16　議案第15号　平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第17　議案第16号　平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第18　議案第17号　平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第19　議案第18号　平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第20　議案第19号　平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（井本昭光君）　日程第３、報告第５号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」から、日程第20、議案第19号、「平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第３号）について」まで、18件を一括して上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第５号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

報告第６号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第９号、上益城広域農道における車両損傷に係る損害賠償額の決定について。

次に、決算認定関係です。

認定第１号、平成27年度御船町一般会計歳入歳出決算について、認定第２号、平成27年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定第３号、平成27年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定第４号、平成27年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、認定第５号、平成27年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について、認定第６号、平成27年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、及び認定第７号、平成27年度御船町情報通信基盤施設運営事業

特別会計歳入歳出決算についてまで、地方自治法第233条第２項及び第３項の規定に基づき議会の認定をいただくため、監査委員の意見を付して上程するものです。

また、認定第８号、平成27年度御船町水道事業会計歳入歳出決算については、地方公営企業法第30条第２項及び第４項の規定に基づき上程するものです。

まず、一般会計決算額は、歳入総額72億4,624万4,000円、歳出総額68億2,218万6,000円となり、前年度の決算額に対し、歳入1.2％の減、歳出2.2％の減額となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は４億2,405万8,000円となります。形式収支額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支額は４億129万6,000円で、前年度に対し15.2％の増となります。

歳入については、固定資産税評価替に伴う町税の減、地域の元気臨時交付金事業の終了による繰入金の減、恐竜博物館特別展の開催を実行委員会方式で行ったことによる観覧料収入の減などにより、歳入全体で9,087万5,000円の減となっています。

歳出は、土木費２億1,567万5,000円、教育費１億5,901万4,000円、民生費7,649万4,000円と、それぞれ減少しました。公債費については、緊急経済対策事業で起こした地方債の元金償還が始まっていないこともあり、前年度より3,535万9,000円の減となっています。

国保特別会計の決算額は、歳入総額29億4,984万2,000円、歳出総額28億4,448万9,000円となり、前年度の決算額に対し、歳入14.9％の増、歳出13.8％の増額となりました。

また、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額17億7,485万3,000円、歳出総額16億8,955万7,000円となり、前年度より歳入で1.6％の増、歳出で0.1％の減となりました。

後期高齢者医療特別会計、緑の村特別会計、情報通信基盤特別会計においては、大きな増減もなく、前年度と同様の決算となりました。

水道事業会計では、収益的収入が３億4,845万円、支出が２億9,677万3,000円となり、差し引き5,167万7,000円の純利益を計上することができました。資本的収支については、収入3,299万5,000円に対し、支出２億7,133万3,000円で、差し引き２億3,833万8,000円の不足となりますが、過年度損益勘定留保資金等で補填しました。

以上、一括して決算認定に係る説明となります。詳細は企画財政課長より説明させます。

議案第12号、御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。平成28年熊本地震における被災者の介護保険料について、軽減及び免除を職

権により採用することができるようにし、被災者の生活再建を支援するため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第５号）。平成28年度御船町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億1,936万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億1,622万8,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債補正。第２条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債補正」による。

議案第14号、平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,705万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第15号、平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,298万6,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第16号、平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）。平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億561万8,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第17号、平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）。平成28年

度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ147万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,639万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第18号、平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）。平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億8,229万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第19号、平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第３号）。

総則。第１条、平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

収益的支出。第２条、平成28年度御船町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的支出。第３条、予算第４条の本文、括弧書きを、「資本的収入が資本的支出に対する不足する額１億659万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする」に改め、資本的支出予算額は次のとおりに補正する。

○企画財政課長（藤本龍巳君）　それでは、報告第５号の説明を行います。議案書の３ページと４ページをお開きください。財政健全化判断比率と資金不足比率の報告について御説明をいたします。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づいて議会へ報告するものです。報告をすべき財政指標についても国で規定をしております。それが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率及び公営企業会計の資金不足率の５つの指標となります。

４ページを御覧いただきたいと思います。表の左側１列目、区分と表題が付けられた列です。先ほど申し上げました５つの指標の名称を掲載しております。次に、２列目です。表題が平成27年度決算ということになっております。平成27年度決算時点の本町の実績値

をここに記載をしております。ここに掲げました５つの数値は、いずれもその値が小さければ小さいほど財政状況は良好であるということを示しております。

３列目が早期健全化比率です。国が定めた基準でありまして、財政状況はかなり悪化しているが、団体の自助努力によってそれが改善すれば、財政の健全化が図られるだろうという段階を示した基準となります。その右が財政再生基準となります。これも国が定めた基準となります。この基準を超えますと、財政状況はかなり悪く、国それから県の強力な関与のもとで、確実な財政の再生を実行しなければならないという段階です。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率の３つの比率のうち、いずれか一つでもこの財政再生基準以上になりますと、財政再生段階となりまして、その団体は議会の議決を経て財政再生計画を策定し、財政の再生に取り組まねばなりません。

また、財政再生計画を策定した財政再生団体については、総務大臣の同意を得なければ地方債を起こすことができなくなります。

次に、平成27年度決算時点の本町の実績値を見てまいります。まず、実質赤字比率です。これは普通会計、一般会計と情報通信特別会計ですけれども、この２つの会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものです。歳入歳出差し引きで赤字となれば、ここに数値で上がってまいりますけれども、平成27年度は一般会計それから情報特会とも黒字決算だったため「なし」となっております。

それから、次の連結実質赤字比率です。これは水道事業を含む本町の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。この数値もすべての会計で黒字決算でしたので、「なし」となっております。

次が、実質公債比率です。町税、交付税のように、使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源に対する公債費の割合となります。前３年間の平均となります。平成25年、26年、27年の平均値ということになります。公債費が財政に及ぼす負担を表す指標となります。平成27年度決算では6.5となっております。平成26年度の7.5から１ポイント改善をしております。この要因は、元利償還基金の減、それから標準税収入枠及び普通交付税の増が原因となります。それから、先ほど町長の説明の中にも出てまいりましたけれども、緊急経済対策事業で起こしました起債の元金の償還期間が平成29年度からになりますので、それが入ってないということも影響をしております。

それから、将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規

模を基本とした額に対する比率です。一般会計等の借入金や公営企業組合設立法人等に対して、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化して、将来負担の度合いを示す指標となります。平成27年度は93.9となっております。平成26年度の101.2から7.3ポイント改善をいたしております。要因としては、地方債残高の減少、それから標準財政規模の増加ということです。

それから最後に、公営企業会計の資金不足比率です。公営企業、御船町では水道事業、下水道事業、緑の村事業が該当しますけれども、この不足額の度合いを表す指標となります。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標となります。この値が健全化基準の20を超える場合に経営健全化計画を定めなければなりません。平成27年度において、水道事業、下水道事業及び緑の村運営事業特別会計において、いずれの会計にも資金不足がないため、「なし」となっております。

報告第５号については、以上です。

○総務課長（吉本敏治君）　私からは、報告第６号について説明をいたします。

報告第６号につきましては、地方自治法第180条第１項の規定による専決処分を行った件について、議案書の５ページ、６ページにおいて説明をいたします。議案書の６ページです。御専第９号です。

上益城平坦地区広域農道事故損害賠償額の決定について。まず概要です。農道敷きにおける車両物損事故が発生し、事故当事者である被害者Ａ及び被害者Ｂに対して、道路管理者として損害賠償の義務を負う。保険法第25条に基づく損害賠償請求権を代理取得した下記の者に対して、過失分の30％を本町が支払うものであります。

相手方が、熊本市中央区花畑町10－26、損害保険ジャパン日本興亜株式会社。損害賠償額が９万4,721円となっております。事故状況及びその対応等につきましては、この事故は、平成28年５月17日、午前６時30分頃、被害者Ａが御船町管理のマミコゥロードを乗用車で走行中、道路中央部にあった地震による落石、ほぼ直径16センチ程度です、に乗り上げ右前輪を破損したものであります。さらにその石がはね飛ばされて、対向車線を走行中の被害者Ｂ所有の乗用車に当たり、右側バンパーを損傷したものであります。被害者Ａの損害金額が６万3,561円、被害者Ｂの損害金額が25万2,177円で、損害合計金額31万5,738円を被害者Ａが加入する損害保険ジャパン興亜株式会社が支払ったものであります。

なお、御船町も同社の保険に加入しているところから、同社の歳計に従い、道路の管理瑕疵の部分として、損害合計額の30％、金額にしまして９万4,721円を支払うものであります。このことについて、８月29日で専決処分をいたしております。

以上で、説明を終わります。

○企画財政課長（藤本龍巳君）　決算認定関係の８件の議案について説明をいたします。歳入歳出決算書をお手元に御用意いただきたいと思います。総括につきましては、決算書に係る主要施策の成果説明書が末尾にとじてあります。御覧いただきたいと思います。それから、各会計の歳入歳出額については、先ほど町長から説明がありましたので省かせていただきます。それから、詳細なところは後日各担当課長から所管の款・項・目を読み上げて説明をいたします。本日の説明は、平成27年度一般会計及び特別会計決算の概要、起債残高、基金の状況、それから各会計の実質収支、水道会計の損益計算の概要について説明をいたします。

まず、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、前年度に比べ、歳入で2.6％増の127億1,037万5,000円です。歳出では1.6％増の120億7,911万4,000円となりました。それから、実質収支額は、前年度比26.5％増の６億8,499万9,000円となりました。起債残高は、水道事業を含めた全会計の残高は125億3,705万3,000円となっております。前年度比３億7,757万1,000円減、パーセントにしますと2.9％の減となっています。

会計別では、普通会計の起債残高が9,426万1,000円の減、下水道特別会計で１億5,950万9,000円の減、それから、水道事業会計で１億2,380万1,000円の減となりました。

それから基金の年度末残高ですけれども、普通会計全体で15億5,770万8,000円となりました。内訳は、財政調整基金12億6,596万3,000円、それから減債基金が１億3,246万7,000円、その他特定目的基金が１億1,454万4,000円、定額運用基金4,482万4,000円で、昨年度と比較しますと、全体で6,583万8,000円の増となっております。

それでは、各会計の実質収支の説明をしてまいります。254ページを御覧いただきたいと思います。一般会計の実質収支に関する調書になります。歳入総額が、前年度比1.2％減の72億4,624万4,095円です。それから歳出が2.2％減の、68億2,218万6,237円です。形式収支は18.1％増の４億2,405万7,858円です。翌年度に繰り越します財源2,276万2,000円を差し引いた実質収支額が5,300万7,000円増の４億129万5,858円となります。

300ページを御覧いただきたいと思います。国庫です。歳入総額が同様に14.9％増の29

億4,984万1,052円です。歳出が13.8％増の28億4,448万8,906円。歳入歳出差引額は１億535万3,146円です。実質収支額はそのまま上の金額がおりてまいります。

次に、344ページを御覧いただきたいと思います。介護保険事業特別会計です。歳入総額が1.6％増の17億7,485万3,197円です。歳出総額が0.1％減の16億8,955万7,358円です。歳入歳出差引額が8,529万5,839円です。実質収支はそのまま金額がおりてまいります、8,529万5,839円です。

366ページを御覧いただきたいと思います。後期高齢者医療事業特別会計です。歳入総額が0.1％増の２億230万202円、歳出が0.5％減の１億9,426万1,270円です。差引額が16.7％増の803万8,932円です。実質収支額はそのままおりてまいります、803万8,932円となります。

次は、緑の村特別会計になります。382ページです。歳入総額が5.4％増の1,953万7,232円です。歳出が10.5％増の1,880万6,428円です。差し引きが51.6％減の73万804円となります。実質収支は同じ金額がおりてまいります、73万804円です。

下水道特別会計です。406ページになります。歳入総額が0.3％減の４億5,984万9,736円です。歳出が0.1％増の４億5,717万6,301円です。歳入歳出差引額が267万3,435円です。実質収支額はそのままおりてまいります、267万3,435円です。

情報通信特別会計になります。424ページです。歳入総額が6.0％増の5,774万8,505円です。歳出が0.5％増の5,263万8,705円です。歳入歳出差引額が510万9,800円です。実質収支はそのままおりてまいります、510万9,800円となります。

水道事業になります。別ページになっておりますので、５ページを御覧いただきたいと思います。水道事業会計の損益計算書を使って説明をしてまいります。ここに載せられております金額は、消費税抜きという金額になります。一番左を御覧いただきたいと思います。営業収益が給水収益と２のその他の営業収益の合計、それから営業費用が、原水及び浄水費から、資産減耗費まで、ここまでが営業費用、営業外が受取利息から雑収益まで、こちらが営業外収益、営業外費用が支払利息及び企業債取扱諸費から雑支出までということになります。

まず、営業収益が給水収益とその他の営業収益の合計で２億7,492万4,837円、こちらが営業収益となります。それから、営業費用です。真ん中の列に載せておりますのを合計した金額が、その右側の列、営業費用として２億4,385万5,357円です。この営業収益から営

業収益を上げるために要した費用、営業費用を引きますと、営業利益として3,106万9,480円が出てまいります。

営業外収益ですけれども、受取利息それから雑収益までの金額を合計しまして、営業外収益が5,133万1,502円となっております。それから、営業外費用が同じように、２つの項目の営業外費用を合計した金額が4,050万円です。その営業外の収支が、5,133万1,502円から営業外費用の4,057万円を除いた営業外の収支が1,083万1,104円となっております。営業利益の3,106万9,480円と営業外の利益1,083万1,000円を合計した金額が、4,190万584円となっております。こちらが経常利益となります。

経常利益から特別損失の過年度損益修正損の115万1,235円を差し引きますと、当年度の純利益4,074万9,349円という金額が出てまいります。こちらからさらに前年度の繰り越しの欠損金2,600万4,492円を差し引きますと、次のページに、当年度末の未処分利益剰余金が1,474万4,857円となります。

以上で、決算認定についての説明は終わります。

○総務課長（吉本敏治君）　次に議案書の７ページ、８ページを御覧いただきたいと思います。日程第13、議案第12号であります。８ページにその詳細を、改正の内容を載せています。介護保険条例の一部改正につきましては、まず11条の第２項中、町長に提出しなければならないと、これは減免の申請書のことになりますけれど、それを町長に提出するものとすると改めます。

次に、第３項を加えまして、その第３項の規定が前項の規定にかかわらず、つまり申請しなければならない、あるいは申請するものとするとなっておりますけれど、こういったことにかかわらず、今回、御船町の平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例、こちらが７月の議会で可決をいただいた分になります。その条例の第２条の規定、つまりわかり安く言いますと、罹災証明書の各内容、それに基づきまして、申請によらずに職権によってその減免を行っていくという規定を新たに追加するということになります。

したがいまして、申請に基づかずに、その罹災証明書の発行の内容に基づいて順次こちらで減免の処理をしていくという内容の改正ということになります。

○企画財政課長（藤本龍巳君）　それでは、補正予算の説明をしてまいります。議案第13号から議案第19号まで補正予算７件を上程をいたしております。

今回の補正予算につきましては、震災それから豪雨災害に係ります費用を捻出する目的で事業の見直しを行っております。これ関係の補正、それから人件費の補正を上げております。平成28年度の当初予算の人件費は昨年12月の職員の人員の配置で予算を立てておりますので、それ以降に異動、それから給与改定があった分について補正が必要になりましたので、今回補正予算を上げているものです。

最後に、震災それから豪雨災害の復旧費用を掲げております。

議案第13号です。一般会計補正予算になります。６ページを御覧いただきたいと思います。地方債の補正になります。公共土木施設災害復旧事業債です。災害復旧に係ります測量設計の委託費に充てる分として9,250万円の追加をしております。追加後の限度額が２億9,360万円ということです。

次が、農地農業用施設災害復旧事業債です。これも同じように設計委託関係の費用に充てるものとして8,740万円の補正をしております。これは改増です。丸々新しくなったということです。

次が、林業施設災害復旧事業債ということで、こちらも林道関係の災害復旧に係ります設計委託、それから工事請負費関係の費用に充てるために地方債を起こすものです。870万円です。

それから、文教施設災害復旧事業債ということで、学校それからカルチャーセンターなどの設計委託に要します費用、これが8,600万円を追加しております。補正後の限度額が9,400万円です。

それから、災害対策債ということで、廃棄物処理の委託費用、これを１億8,190万円を起債を起こすということにしております。補正後の金額が３億4,870万円です。

次が、公営住宅施設災害復旧事業債です。こちらも公営住宅の災害復旧に係ります設計委託に充てる費用ということで950万円の追加ということで、補正後の金額が1,450万円となります。

最後に、学校教育施設等の整備事業債ですけれども、こちらは減額となります。1,140万円の減額です。詳細は高木小学校の屋外便所改修事業が不採択となりましたので、その額1,140万円を減額するものです。補正後の金額が４億2,920万円となります。

それから、７ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書になります。主なものです。10款の地方交付税3,327万6,000円。32億3,256万4,000円です。

特別交付税を増額をしております。復旧支援に係ります人的支援分ということで増額です。それから、国庫支出金２億2,474万5,000円です。27億6,113万5,000円になります。災害復旧に係ります国庫支出金です。それから、県支出金14億3,012万3,000円です。24億8,407万4,000円です。こちらも同じように災害復旧に係ります県支出金となります。繰入金１億2,020万4,000円です。補正後の金額が13億13万6,000円です。財政調整基金の繰り入れとなります。財政調整基金につきましては、残額ほぼついたといっていいような状況になっております。

それから、19款、繰越金5,447万3,000円です。補正後の金額が１億2,341万7,000円です。それから、町債です。先ほど説明をいたしました４億5,460万円を追加補正するものです。17億7,970万円です。合計額が23億1,936万5,000円の補正ということです。補正後の金額が138億1,622万8,000円となります。

歳出です。次の８ページを御覧いただきたいと思います。総務費5,047万4,000円です。11億218万6,000円です。中長期災害に係ります中長期派遣の職員の支援経費が4,159万5,000円計上しております。それから民生費２億8,715万円、補正後が35億8,443万1,000円です。震災関係の応急支援費用１億4,400万円が大きなものです。それから衛生費３億6,153万4,000円です。補正後の金額が27億9,781万8,000円です。家屋解体の委託費として３億6,382万円をのせております。農林水産業費11億3,803万9,000円です。補正後が14億7,194万円です。経営体育成支援事業の補助金が11億5,300万円上がっております。土木費6,694万5,000円です。６億6,570万9,000円となります。公営住宅の災害復旧費関係です。

最後に、災害復旧費関係で４億8,617万2,000円です。補正後17億5,184万2,000円です。災害復旧費関係の主なものは、農地災害の査定設計委託料5,800万円、農業施設災害復旧査定委託料１億3,400万円、農業施設災害復旧工事請負費が１億6,200万円です。公共土木施設の設計委託料1,740万円が主なものです。

合計の歳出の補正額が23億1,936万5,000円です。補正後が138億1,620万8,000円となります。

続きまして、議案第14号です。国保会計になります。４ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入です。繰越金を充てております。70万5,000円です。補正後の金額が3,672万1,000円です。全体で、そのまま補正額がおりてまいります、70万5,000円。補正後の全体額が28億3,705万7,000円です。

歳出になります。総務費で70万5,000円です。2,993万9,000円です。これは人件費の補正になります。合計で70万5,000円、28億3,705万7,000円です。

議案第15号です。介護保険事業特別会計補正予算になります。４ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入です。繰越金1,001万1,000円を充てております。合計が703万7,000円の補正、補正後が、歳入総額が17億7,298万6,000円です。

次のページです。歳出になります。総務費が659万7,000円、4,801万3,000円です。こちらは人件費の補正になります。それから諸支出金が1,001万1,000円、1,191万5,000円です。補正後の金額が703万7,000円、補正後が17億7,298万6,000円です。

それから、議案第16号になります。後期高齢者医療事業特別会計補正予算です。４ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入です。繰越金68万6,000円です。68万7,000円です。合計が、そのままおりてまいります。68万6,000円と２億561万2,000円です。

５ページになります。歳出です。総務費で68万6,000円、補正後が1,013万円ちょうどです。合計がそのままおりてまいります。補正額68万6,000円、補正後の合計額が２億561万8,000円です。

議案第17号です。御船町緑の村特別会計補正予算になります。４ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入です。一般会計繰入金、こちらは減額の補正となります。147万円の減額です。補正後が1,098万8,000円です。合計欄です、147万円の減額、全体の補正後の金額が1,639万7,000円です。

歳出になります。５ページです。総務費で147万円の減額、計1,609万7,000円です。歳出の合計のところですけれども、補正額そのままおりてまいります、147万円の減額、補正後の金額、合計額もそのままです。1,639万7,000円となります。

議案第18号、下水道特別会計になります。４ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入の部です。繰入金を1,062万5,000円追加をしております。追加後の金額が２億3,322万9,000円です。合計欄です、補正額が1,062万5,000円、合計額が７億8,221万7,000円です。

議案第19号、水道事業会計になります。３ページを御覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出のところで、支出のところになります。一番上の行になります。水道事業

費用で740万円の追加ということです。原水及び浄水費を715万円追加をするということです。追加後の金額は４億3,612万6,000円ということです。

次が、５ページです。資本的収入及び支出のところになります。一番上の行を御覧いただきたいと思います。資本的支出のところで、388万8,000円の補正をします。補正後の金額は３億577万5,000円です。明細としましては、建設改良費のところで388万8,000円を補正するものです。建設改良費の補正後の金額は１億8,997万8,000円となります。

補正予算の説明につきましては、以上となります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第21　諮問第１号　人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（井本昭光君）　日程第21、諮問第１号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　諮問第１号、人権擁護委員の候補の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

１、住所、熊本県上益城郡御船町小坂1751番地。

２、氏名、宮本敬士。

３、生年月日、昭和24年７月14日、満67歳。

提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君）　資料は付けておりませんけれども、少し補足説明をさせていただきます。

今回人権擁護委員の候補者として推薦いたしますのは、今町長が申しましたとおりであります。前任者の高木にお住まいの吉川正美さんの後任として宮本敬士さんを推薦するものであります。宮本敬士さんにつきましては、長年御船町役場に勤務をしておられました。したがいまして、我々と同様職員としての人権研修も数多く受けておられますし、日頃の仕事ぶりにつきましても人権擁護委員としてふさわしく、公平公正な仕事をされていたと思っています。

したがいまして、人権委員感覚に優れた人物だということで、今回人権擁護委員として推薦をさせていただくものであります。

○議長（井本昭光君）　これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１１時１４分　散　会